



文化センター・通信カラオケ機器音楽著作物使用料未払いに係る「経緯」の訂正について

1. 趣旨

2023年3月15日(水)に開催した臨時記者会見「文化センター・通信カラオケ機器に係る音楽著作物使用料の未払いについて」において配布した説明資料中、「経緯」について、事実と異なる箇所があったため訂正するもの。

2. 訂正内容

(1) 訂正前

令和4(2022)年9月30日	機器更新(4台目 購入物件)
令和4(2022)年10月	新たな通信カラオケ機器を購入設置したことで、リハーサル室の使用料金の見直しについて検討を開始。機器に関するランニングコストを調査する中で、音楽著作物使用料について疑義が生じ、データ配信業者(株式会社第一興商広島支店)に問い合わせを行い、著作権使用料を支払っていないことが判明。
令和4(2022)年11月1日	リハーサル室の利用を停止

(2) 訂正後

2022年10月5日	陶芸釜の使用料設定について市長・副市長協議を行った際に、通信カラオケ機器の更新を行った高宮田園パラッツォのリハーサル室の使用料についても、機器のランニングコストを反映した料金設定に見直すよう指示を受ける。
2022年10月5日以降 ※日付不明	指示を受け、機器に関するランニングコストの調査を開始する。調査の中で、データ配信業者(株式会社第一興商広島支店)に支払っているデータ通信料に音楽著作物使用料が含まれているかを確認したところ、含まれていない事実が判明した。その際、業者から「パラッツォは教育施設のため著作権料の支払い義務がないのでは」との意見があった。
2022年10月25日	パラッツォ館長が一般社団法人日本音楽著作権協会中国支部(以下「ジャスラック中国支部」)に電話で問い合わせを行い、教育施設であっても支払い義務があることを確認する。
2022年10月27日	パラッツォ館長から支払い義務の報告を受け、リハーサル室の利用を停止する方針とする。